

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成13年7月25日	不動産番号	2405000423722
地図番号	U21-2	筆界特定	余白		
所 在	双三郡三良坂町大字三良坂字和田			余白	
	三次市三良坂町三良坂字和田			平成16年4月1日変更 平成16年5月28日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1020番7	宅地	1067	83	1020番1から分筆 〔昭和57年6月17日〕	
余白	雑種地	1074		②年月日不詳地目変更 ③錯誤 国土調査による成果 〔昭和61年2月3日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年7月25日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	昭和57年4月22日 第6483号	所有者 双 三 郡 三 良 坂 町 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年7月25日
2	所有権移転	令和4年1月28日 第545号	原因 平成16年4月1日合併 所有者 三 次 市



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和5年8月7日
広島法務局三次支局

登記官

大 賀 勝 正

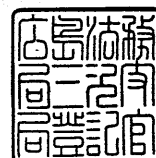


表 題 部 (土地の表示)		調製	平成13年7月25日	不動産番号	2405000423727
地図番号	U21-2、21-4	筆界特定	余白		
所 在	双三郡三良坂町大字三良坂字和田			余白	
	三次市三良坂町三良坂字和田			平成16年4月1日変更 平成16年5月28日登記	
① 地 番	②地 目	③ 地 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
1020番12	宅地	1910	40	1020番1から分筆 〔昭和57年6月17日〕	
余白	余白	561	11	③1020番12、1020番13に分筆 〔昭和57年8月5日〕	
余白	雑種地	549		②年月日不詳地目変更 ③錯誤 国土調査による成果 〔昭和61年2月3日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年7月25日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	合併による所有権登記	昭和57年4月22日 第6483号	所有者 双 三 郡 三 良 坂 町 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年7月25日
2	所有権移転	令和4年1月28日 第545号	原因 平成16年4月1日合併 所有者 三 次 市



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和5年8月7日
広島法務局三次支局

登記官

大 賀 勝 正

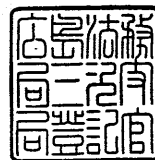


表 題 部 (土地の表示)		調製	平成13年7月25日	不動産番号	2405000423721
地図番号	U21-2	筆界特定	余白		
所 在	双三郡三良坂町大字三良坂字和田			余白	
	三次市三良坂町三良坂字和田			平成16年4月1日変更 平成16年5月28日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1020番1	田	1256		余白	
余白	宅地	1256	00	②③昭和56年10月31日地目変更 〔昭和56年11月6日〕	
余白	余白	10540	87	③1003番2、4、5、6、1015番1、 1017番1、4、1018番1、4、101 9番1、9、10、11、1020番2、3、 4、5、6、1021番、1021番2、3、 1022番、1022番2、1024番、10 25番1、2、1026番8、1023番を合 筆 〔昭和57年4月22日〕	
余白	余白	11327	27	③錯誤 〔昭和57年6月17日〕	
余白	余白	6454	44	③1020番1、1020番7ないし12に分 筆 〔昭和57年6月17日〕	
余白	余白	6506	95	③錯誤 国土調査による成果 〔昭和61年2月3日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年7月25日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成12年2月16日 第1168号	原因 平成11年10月1日雇用・能力開発機 構法附則第6条第1項による承継 所有者 横浜市中区桜木町一丁目1番地8 雇 用 ・ 能 力 開 発 機 構 順位5番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成13年7月25日
2	所有権移転	平成16年5月28日 第4890号	原因 平成16年3月1日独立行政法人雇用・ 能力開発機構法附則第3条第1項により承継 所有者 横浜市中区桜木町一丁目1番地8 独立行政法人雇用・能力開発機構
3	所有権移転	平成22年4月6日 第3427号	原因 平成21年11月24日売買 所有者 三 次 市

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
付記1号	3番所有権更正	平成22年6月17日 第5232号	原因 錯誤 原因 平成22年3月31日売買



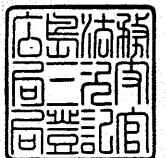
人dooC

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和5年8月7日
広島法務局三次支局

登記官

大賀勝正



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D03340 (1/7)

2/2